

広島県新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口派遣業務仕様書

1 業務名

広島県新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口派遣業務

2 業務実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

- (1) 電話による新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応等に係る県民からの問い合わせや専門的な内容に関する苦情に対して、マニュアルや最新の知見に沿った相談対応を行うこと。(相談内容は、相談記録表に記録する。)
- (2) (1) で対応した相談件数を相談内容ごとに集計すること。
- (3) その他、広島県（以下、「甲」という。）が指示する業務を行うこと。

4 業務に関する変更

甲が、 （以下「乙」という。）の派遣する労働者（以下、「派遣労働者」という。）の行う業務に関する変更を行う場合には、事前に甲は乙にその旨を通知するものとする。

この場合において、乙は、変更に興議がある場合には、その旨を甲に通知するものとし、乙から通知があった場合には、甲・乙間で協議を行うこととする。

5 必要な資格

看護師

6 就業場所、就業時間、派遣人員

就業場所	就業時間	派遣人員
広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当 (広島県広島市中区基町10-52)	平日 8時30分～17時15分 休憩：12時00分～13時00分	1日1名

7 運用形態

- (1) 電話機、備品等のインフラ：甲の所有する既存インフラを活用する。
- (2) マニュアル：甲において作成（フロー、Q&A等）する。
- (3) 業務に関する研修：甲において実施する。

8 担当課及び発注者責任者

部 署：
責任者：
連絡先：

9 受注者責任者

部 署：

責任者：

連絡先：

10 派遣労働者の選定等

- (1) 乙は、3で定める業務に適する派遣労働者を選任するものとし、必要に応じて研修を行うものとする。その他業務に必要なスキルとしては、次のアからエのとおり。

ア Word等の文字入力ソフト

一般的な文書入力、書式設定、画像や表の挿入、差込印刷、各種フォーマットでの印刷など

イ Excel等の表計算ソフト

一般的な表作成（関数の活用含む）、書式改変（セル結合等）、各種フォーマットでの印刷など

ウ ファイル等のデータ保管

本庁ファイルサーバ上の適正なデータ管理（データ保存、ファイル名の変更、フォルダ整理等）

エ メール

ビジネスメールの基礎、CCやBCCの活用、ファイル添付など

- (2) 乙は、派遣する労働者の情報を記載した書面（派遣労働者の氏名、性別、年齢、連絡先（電話番号）等を記載するものとし、様式は任意とする。）を作成し、甲に提出することとする。

また、乙は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第35条の規定に基づき、遅滞なく、同条に掲げる事項を甲に通知するものとする。

※提出方法は、甲・乙協議の上、定める（以下同じ。）。

- (3) 乙は、甲と協議の上、派遣労働者の勤務シフト（以下「勤務シフト」という。）について派遣を行う前までに整理し、甲に提出することとする。
- (4) 乙は、既に提出している勤務シフトの変更を行う場合、速やかにその旨を甲に連絡するとともに、変更後の派遣シフトを遅滞なく甲に提出するものとする。

11 服装等

- (1) 派遣労働者の服装は、任意とするが、乙は、派遣労働者が3に定める業務を行うに当たって支障のない服装をさせるものとする。
- (2) 乙は、派遣労働者に自身の健康管理を行った上で業務に従事させるものとする。

12 服務

乙は、派遣労働者に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。

- (1) 甲から乙に提供するマニュアル等を遵守して業務を行うこと。
- (2) 業務で関係する県民等及び甲の職員に対して、礼儀正しく、親切丁寧に対応し、粗暴な言動をしないこと。
- (3) 業務の遂行を怠らないこと。
- (4) 執務室等を整理整頓し、清潔に保つこと。
- (5) 業務の実施に際して知りえた秘密を決して他に漏洩しないこと。契約の終了後又は解除後も同様とすること。
- (6) 指揮命令者その他の甲の職員の指示に忠実に従うこと。
- (7) 日・時間によって交代で勤務する場合は、適切な方法で引継ぎを行うこと。

13 社会及び労働保険加入の通知

乙は、社会及び労働保険に加入の必要がある派遣労働者を派遣する場合には、所要の手続を行うこ

とし、派遣労働者の同保険への加入状況を甲へ通知するものとする。

14 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 乙は、広島県新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口派遣業務契約書第4条に従い、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らさないようにするとともに、派遣労働者が業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らすことがないよう、必要かつ十分な措置をとらなければならない。
- (2) 乙は、広島県新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口派遣業務契約書第5条に従い、同契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、派遣労働者に対しても同特記事項を遵守させるよう、必要かつ十分な措置をとらなければならない。

15 業務に伴う責任の程度

役職を有さない。(部下なし)

16 時間外労働

有とする。なお、1日6時間、月45時間、年360時間を限度とする。

17 休日労働

無とする。

18 派遣労働者が利用できる施設等

給食施設(食堂)：利用可

休憩室・更衣室：施設なし

駐車場：利用不可

19 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別

協定対象派遣労働者に限定する。

20 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。

21 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該労働者派遣に係る労働者を甲が雇用する場合にはその雇用意思を事前に派遣元事業者に対し示すこととする。

22 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。